

令和5年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱

1 趣 旨

群馬県内における令和4年の全産業の休業4日以上死傷災害は、前年より2,443件(89.3%)増加の5,178件と昭和59年以来の5,000件を超えました。一方で、死亡災害は前年より8件減少の6件と統計史上もっとも少なくなりました。

建設業では、休業見込み4日以上死傷災害は、前年より9件(3.4%)減少の253件となり、そのうち、死亡災害は5件減少の1件となりましたが、令和5年に入り、既に6件の死亡災害が発生し、大変憂慮すべき状況です。

事故の型別では、「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」災害が多く発生し、38%を占めています。

死亡災害の発生内容を見ると、重機との接触、擁壁の崩壊、高所からの墜落、一酸化炭素中毒であり、従来からある典型的な災害と言えるものです。

このような状況を踏まえ、本年度も9月を「建設業労働災害防止推進月間」と定め、群馬県下一斉に各種取組を展開するとともに、確実に労働災害を減少させるための取組を徹底する必要があります。

本月間を業界全体で、安全第一の原点を見つめなおす契機と捉えて、災害撲滅の取組を展開しましょう。

2 期 間 令和5年9月1日から9月30日まで

3 主 唱 者 群馬労働局、建設業労働災害防止協会 群馬県支部

4 実 施 者 各事業場（建設工事現場）

5 主 唱 者 の 実 施 事 項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設業における総合的労働災害防止対策の推進
- (3) 元方事業者による建設現場安全管理指針の普及促進
- (4) 労働災害防止大会の開催、安全表彰の実施
- (5) リスクアセスメントの導入促進
- (6) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- (7) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (8) 公共建設工事関係者との連携
- (9) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進
- (10) フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の啓発
- (11) 土止め先行工法による適切な土止め支保工の普及促進
- (12) メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- (13) 事業場の実施事項についての指導援助

6 事業場の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (3) 工事現場における安全衛生自主点検の実施
- (4) リスクアセスメントの実施
- (5) 安全施工サイクル活動の実施
- (6) 基本的な労働災害防止対策の徹底
 - ア 足場やはしご、脚立等からの墜落・転落防止措置の徹底
 - イ フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用の徹底
 - ウ 建設機械、移動式クレーン等の転倒及び接触防止のための作業計画の確立
 - エ 掘削時の土止め支保工設置の徹底
 - オ 一人親方等、同じ現場で働く全ての人の安全に配慮した取組
 - カ 石綿、熱中症、酸素欠乏症、化学物質、騒音、粉じんによる健康障害防止の徹底
 - キ 作業主任者の選任とその職務の励行
 - ク メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止の徹底
 - ケ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底
- (7) 作業者の安全意識の高揚
 - ア ヒヤリ・ハット事例、災害事例の分析、検討
 - イ 危険予知活動の実施
 - ウ 安全改善提案制度の導入
 - エ 優良労働者・職長の顕彰の実施
 - オ 安全衛生教育の実施
- (8) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
(「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の活用)
- (9) 交通労働災害（交通誘導時含む）防止活動の実施
- (10) 創意工夫による自主的な安全衛生活動の実施

7 公共工事発注機関の実施事項

- (1) 発注工事に係る災害防止のための指導
- (2) 建設工事現場安全パトロール等の実施
- (3) 現場監督員に対する安全衛生教育
- (4) 事業場の実施事項についての指導援助

令和5年度建設業労働災害防止推進月間を迎えるにあたって

～ 主唱者メッセージ ～

建設業に携わる関係者の皆様には、地域の作り手として、安全第一で日々の業務にご精励いただいていることに敬意を表します。

さて、本月間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、関係各位のご協力を得て、平成8年より、県下全域で9月1日から30日の間、死亡・重大災害ゼロを期す取り組みとして展開しています。

建設業における労働災害は長期的には減少していますが、作業者の高年齢化、建設技能労働者の減少など、労働力不足が顕著に見られる中、新たな担い手である外国人労働者や未熟練労働者の労働災害が多数発生し、近年は横ばいから増加の傾向にあります。

また、令和3年に死亡災害が6件発生したことを受け、建設業労働災害防止協会群馬県支部では群馬県建設業協会と連携して会員の安全意識高揚に取り組み、結果、令和4年の死亡災害を1件まで減少させることができましたが、令和5年に入って死亡災害が多発して、7月末現在で6件と、極めて憂慮すべき状況となっています。

令和5年度は第14次労働災害防止計画の初年度であり、第9次建設業労働災害防止計画の初年度でもあるところ、建設3大災害と呼ばれる墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、崩壊・倒壊災害の防止に加え、高年齢労働者や外国人労働者にかかる労働災害防止対策、熱中症や化学物質による健康障害防止対策など、昨今の広範な課題に取り組んでいくためには、労働災害等の防止に向けた事業者の決意とともに、「全員参加」による不断の実践が求められます。

つきましては、本月間を契機に安全衛生管理の重要性を再認識していただき、月間中は、より一層安全衛生活動を展開していただきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

厚生労働省 群馬労働局長 **加藤 博人**

建設業労働災害防止協会 群馬県支部長 **青柳 剛**